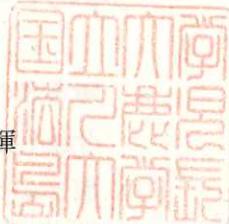


令和2年7月28日

鹿児島大学教職員組合中央執行委員長 殿

国立大学法人鹿児島大学長

佐野輝



2020年5月20日付け団体交渉の申し入れについて（回答）

## I. 人事関係

1. 人件費ポイント削減計画期間の部局別人事一覧の開示と人事のスムースな進行  
学系毎教員人事一覧のとおり（別添1）
2. 差別的な人事のは正と候補者決定手順の開示義務化と透明性強化について  
各学系における教員人事については、平成28年度に策定した「教員人事管理基本方針」に基づいた各学系における「人件費ポイント削減計画」を基に平成29年度から行われているものと理解しています。各学系は限られた人件費ポイントの中で人事を行うため、大学設置基準や機能強化のための人事等が優先されるのはやむを得ないと考えます。

基本的に教員人事は、個別人事案件毎に複数の教員からなる「教員選考委員会」が設置され、委員の多数決等により具体的な人事が決定されることとなります。そこにはすでに選考に係る一定のルール（申合せ、基準等）が存在しており、一部の教員による恣意的な運用はできないように、それ以外の教員が牽制的に機能しているものと考えます。

ハラスメント防止やコンプライアンスの遵守については、総務部において毎年度全ての教職員を対象に研修会を実施していることから、一部の者に対し、これを個別に行う予定は今のところありません。

部局の推薦によらない自己推薦型の昇任制度の整備については、令和元年12月20日付けの学長通知において、今後の人事（昇任を含む）は、原則として公募することとなっており、これに応募することが、すなわち「自己推薦型の昇任制度」に合致するものと考えます。

3. 技術職員の組織化と昇進評価の明確化に関する検討結果の開示  
技術専門員について、現在定数は特にありません。また、技術専門員昇任のための在

級年数も特にありません。技術専門員の所属が一部部局に偏っていることについて今後検討していきたいと考えます。技術専門員の推薦については、これまでの昇任事例との均衡（年齢や業績等）や組織上の位置づけ等を考慮の上、部局から推薦いただく必要があると考えています。

#### 4. 障害者の雇用

今後も法定雇用率が引き上げられることから、事務局だけで対応することは厳しい状況となってきており、平成 30 年 10 月に各学部等へ文書により協力（例えば事務補佐員の後任補充は障害者とする等積極的採用の実施）を依頼したところですが、まだ実績はありません。

#### 5. アルバイト等の雇用制度の改善

アルバイトの業務は、比較的単純な業務を想定しているため、時給単価を一律としています。特別な資格や経験が求められる場合は、柔軟な時給単価が設定可能な特任研究員としての雇用をご検討いただければと思います。

#### 6. 雇い止めの撤廃

「鹿児島大学における期間の定めのない非常勤職員に関する審査基準（平成 29 年 12 月 27 日学長裁定）」により、人事評価で特に優秀であること、業務の必要性、退職するまでの雇用経費が確保できることを確認の上、審査を行う制度がすでに整備されています。

無期転換を行う場合、退職するまでの雇用経費の確保や当該業務の継続性等を考慮しなければならないため慎重に行う必要があると考えます。

#### 7. 「管理職以上教職員の組織運営に関する自己点検・評価」および「大学組織改革前後の成果と教職員の労働状況の変化の調査の実施と結果発表」

（1）管理職の自己評価は個人情報となるため公表することはできません。

（2）「基金・涉外係」は平成 30 年度から「学長戦略室」は平成 31 年度から専任の職員を配置しています。また、「学長戦略室」は令和 2 年 5 月からクロスアボインメント制度を利用し、特任教員を配置しています。

「基金・涉外係」では、「稻盛和夫基金」「学部等支援基金」「特例寄附資産管理基金」を設置したほか、古本基金の開始、遺贈受入体制の整備など、運営費交付金等の公的資金に依存しない本学の財政基盤の強化を図るため、新たな寄附手法の導入や寄附メニューの多様化による新規寄附者層の開拓等に取り組んでいます。

また、「学長戦略室」では、IR（Institutional Research）活動として大学運営に資するデータを戦略的に収集・蓄積し、それらのデータの分析を行い、必要に応じ

て執行部へ報告するほか、大学運営や部局等運営への活用と各種評価の根拠データとして活用することを目的として「鹿児島大学 Fact Book」を作成することにより、戦略的な大学運営のための意志決定や計画策定を支援しています。

## 8. 新年俸制の改善

### 1) 昇任時の選択制について

新年俸制の導入とともに教員選考は原則公募としています。したがって公募の際に公募要領に年俸制が適用される旨記載してもらうことになります。現在月給制の教員であっても、公募要領に記載された年俸制の適用に合意した上で応募となりますので、不利益変更には該当しません。

文部科学省からは、人事給与マネジメント改革の中で年俸制導入の拡大が求められているため、選択制にすることは考えておりません。

### 2) 間接経費の評価について

少額の外部資金の獲得実績額等算出過程においては、教員の申請及び確認に関する事務手続きが煩雑になるばかりでなく、申請・確認の結果、評価額に満たない場合が相当数想定され、法人として労働力の多大な損失が発生する可能性が懸念されるため、評価制度の改正は考えておりません。

## 9. 事務職員の労働環境の改善

① 新型コロナウィルス対策のため、業務が増加していることは否めないところですが、通常必要とされる手続きを一部特例的に簡素化し、事務職員の負担軽減を図っています。例えば、非常勤講師が遠隔授業を行った場合、出勤簿への押印を不要（メールにて勤務内容を相互に確認する）とし郵送によるやり取りを削減したり、新型コロナウィルス関連の休暇取得に伴う育児部分休業の手続きを休暇簿のみで可とするなどしています。また、不要不急の打合せを非開催としたり、メール会議や Web 会議を積極的に導入することで感染拡大防止を図るとともに会議参加の負担軽減を行っているところです。

加えて、総務部長から事務の管理監督者に対し、所属の職員の健康確保のために必要な措置を講ずるよう通知を行いました。なお、超勤の状況を把握するため、現在 4、5 月の超過勤務等の要因等について調査を行っているところです。

② 全ての学部等の学生系窓口において、アクリル板又はビニールシートなどの設置、消毒液の設置を行うとともに、学生及び教員へのマスク着用を求めています。さらに、換気の徹底や分散勤務、予備マスクの常備、テーブル等の定期的な消毒など、各窓口の状況に合わせて感染拡大防止のための対策を行っています。

授業については4月20日から5月20日までを原則遠隔授業とし、5月21日からの対面授業開始後も体調不良者や県外へ移動した者などは大学への登校を控えていただく（出席停止扱いとなるが、学生に不利益がないよう配慮）など、「密接」を減らすための取り組みを行いました。

## II. 教育関係

### 10. 新型コロナウィルス感染症対策に関する在学生の学習環境の整備

まず、本学のインターネット環境から申し述べますと、現在、学内の約350箇所に無線LANアクセスポイントが設置され、各部局の WiFi 環境が整備されております。また、パソコン教室についても学術情報基盤センターで整備している教室だけでも6部局15室（学術情報基盤センター4、共通教育センター5、医学部2、歯学部1、農学部1、水産学部2）と5施設（附属図書館中央館・桜ヶ丘分館・水産学部分館、保健管理センター、教育学部附属教育実践総合センター）があります。

一方、「遠隔授業」のために来校している学生数については、5月12日（火）から14日（木）の間、各日、午前（10時～11時頃）と午後（14時～15時頃）の受講状況を各学部及び研究科並びに共通教育センターにおいて調査してもらったところ、3日間で延べ108名、1日あたり平均36名の学生が受講している結果となりました。各時間帯の学生数の内訳としましては、各学部及び研究科においては1桁台に留まっており、共通教育センターにおいては、最多で13名となっております。

なお、現在に至るまで、各学部等の事務担当者から「インターネット環境の整備された教室」が不足していることにより「遠隔授業」の実施に支障が生じている旨の連絡は承っておりません。

以上のことから、自宅等にインターネット環境（WiFi 等）を整備することができず、「遠隔授業」を受講するため来校せざるを得ない学生数に対する、学内の WiFi 環境のある教室及びパソコン教室の数は、現状、十分に足りていることが推測されます。

また、5月21日（木）から「遠隔授業」に加え「対面授業」も実施可能となったことから、「対面授業」を受講するため本学に出てくる学生が、その前後の「遠隔授業」も本学で受講できるよう、必要に応じて、WiFi 等が整備された教室の追加開放を行い、対応しておりますことを申し添えます。

### 11. 共通教育外国語・英語の授業における学部教員の担当コマ数不平等の完全解消

共通教育の英語授業の負担軽減については、これまで、共通教育センターも意識して取り組んできており、2017年度の団体交渉では組合側からもその取り組みに対して評価を頂いたところです。

組合側からの「共通教育外国語・英語における学部教員の担当コマ数不平等について、未だに完全な平等化に至っていない」との従来からのご指摘については、こ

れまでも申しあげているとおり、担当いただいている学部教員につきましては、副担当として「鹿児島大学学術研究院に所属する教員の業務に関する規則」（平成 29 年 2 月 23 日 規則第 11 号）及び「鹿児島大学学術研究院に所属する教員の副担当に関する要項」（平成 29 年 2 月 23 日 学長裁定）に依ることとなり、各学部において共通教育、学部教育、大学院教育を総合して負担の均一化が図られていることと推察します。

共通教育センターでは、各学部同様に財政厳しい折り、非常勤講師にかかる経費削減を求められている一方で、英語教育の質を落とすことなく、習熟度別クラス編成かつ語学教育に適したクラスサイズに近づけるなどの教育方針を維持するため、ご指摘をされている学部教員はもとより、その他の学部教員の皆様に授業担当をお願いしているところです。

なお、組合から的一部の教員の「ごね得」が生じてしまうとのご意見につきましては、前述のとおり、各学部において共通教育、学部教育、大学院教育を総合して負担の均一化が図られていると思いますが、センターとしましては、非常勤講師にかかる経費削減を求められる中で習熟度別クラス編成かつ語学教育に適したクラスサイズを維持するために、あらためて、担当教員の負担の均一化を図る予定です。

## 12. 入試関連業務の負担軽減

はじめに、前回も申し上げましたが、入試業務は「鹿児島大学学術研究院に所属する教員の業務に関する規則」（平成 29 年 2 月 23 日 規則第 11 号）に定められており、教育研究と同様に大学の重要な任務（本務）ですので、引き続きご理解をお願いします。

今回の指摘は、前回の回答が何ら負担軽減に対して新しい回答となっていないとのことですが、入試の業務負担といった場合の視点が、私共と相違があるように思います。

問題作成の業務のうち、印刷（校正）業務に関しては平成 30 年度入試（29 年度）より新しい業者となつたことから、それぞれの科目部会（委員）からは、図版作成や校正時のやり取り等、「やりやすくなった」、「楽になった」との負担軽減に通じるご意見等をいただいているところです。

これに関しましては、今後も一つでも負担が少なくなるよう工夫していきたいと考えています。

なお、申し入れ書には科目によって圧迫を受けている方がいるとの指摘ですが、いったいどのくらいの方々が大きな負担増となっているか今回の要望書の文面だけでは読み取ることができません。よって、これに対する具体的回答はできかねますが、例えば問題作成の科目部会において、教員の配置やローテーションの状況等により、どうしても今後問題を作成していくことが困難となるような事態となった

場合は、まずは、科目部会内で検討いただき、それが部会内の総意とすることが適當（決定）とされた場合は、個別学力検査の入試科目の見直しについて、入試委員会と合同で検討いただく必要があると思います（その際は、対応できないことの明確な根拠のもとでの検討が必要）。

次に、業務負担に対する不公平の是正についてですが、これについては、それぞれの部局（学部、研究科）の入試内容、教職員の配置状況が異なる中で、大学全体で一律（均等）な基準を定め業務に従事いただくことは現実的に不可能な部分かと思います。

もし、現状で特定の方に業務が偏っているということであれば、まずは、負担増となっている方（本人）から部局内で問題提起いただき、それぞれの業務に対して改善願うことではないかと考えます。

ただし、公平性と負担減に関しましては、部局内においてもそれぞれ検討していくことが重要かと考えます。よって、方針の検討にあたりましては、公平性の検討に加え、個別の負担軽減を目的として各部局において、学部入試だけでなく大学院入試についても入試内容〔例えば審査内容（審査する書面の種類・数及び出題科目）〕を見直すなどの検討も必要かと考えます。

### 13. 附属図書館の臨時休館措置に対する要望に係る回答

3月25日の鹿児島県における新型コロナウイルス感染症の発生を受け、図書館として新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じる必要がありました。

図書館のサービスを維持することは重要ではありますが、それと同時に図書館がクラスターの発生源とならない対応や学生・教職員及び図書館職員の感染リスクを踏まえた予防策を講じた上で開館をしなければならないため、臨時に休館を行った次第です。

特に今回は未曾有の災害であり、図書館としても対応策につきまして手探りの状態でしたのでそのような対応を取らざるを得なかつたことをご理解ください。

また、学生・教職員及び図書館職員の人命を優先に附属図書館としてどのような対応ができるのかは状況により判断していくことといたします。

### III 研究関係

#### 14. 日本学術振興会特別研究員受入れ態勢の不備について

昨年10月に制定した「鹿児島大学日本学術振興会特別研究員受入規則（令和元年規則第20号）」に続き、本年3月6日付で「特別研究員PDにかかる事務処理について」（研究進歩研究協力課長事務連絡）を発出しました。

また、おたずねのあった各事項について、特別研究員の受入れ部局である農学部と医歯学総合研究科、並びに学術情報基盤センター及び附属図書館に確認を行いま

した、上記規則等を踏まえた適切な事務手続きが執られており、特別研究員の受入れ態勢に不備は見受けられませんでした。

#### 15. 若手教員の研究推進に対する大学の貢献について

新たな研究シーズの発掘や既存研究を本学の新たな強み・特色となる研究に発展させるためには、若手研究者への研究支援による育成が急務であることから、平成30年度より学内研究費助成事業として予算措置を行い、若手研究者に対して研究費を支援しています。

また、URAセンターでは若手研究者に対し、科研費応募、異分野融合研究創出、英語論文の書き方等スキルアップ及び研究推進個別相談等の各種研究力向上に資する支援事業を行っています。

男女共同参画推進センターでは、ライフイベント中の研究者に支援員を配置する研究支援員制度や保育支援制度等の運用を行っており、特に研究支援員制度については長年学長裁量経費にて予算確保していたところですが、より安定的な運用のため、今年度より既定経費として予算確保することとなりました。

全学的にも、上記2センター及びグローバルセンターが行う若手・女性支援の取組の更なる強化を目指し、JST補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（若手・女性研究者を支援する取り組みに対する助成事業）」への応募を行うなど、若手研究者の研究環境整備に取り組んでいるところです。

#### IV. その他

##### 16. 大学通りの環境整備（夜間照明・冠水しない舗装道路の整備）

1) 大学通り北側歩道共通教育棟4号館南側倉庫周辺  
ご指摘の部分は市道にあたるため、夜間照明の件とあわせて鹿児島市と協議しました。

水たまりについては鹿児島市により補修されたことを6月22日に確認しました。  
(別添2、3参照)

また、夜間照明については外灯が故障か球切れをしており、点灯していないことが確認できましたので、状況を鹿児島市に報告しました。 (別添4参照)

(令和2年3月4日の回答書の追記事項)

2) 理学部1号館北側通路

3) 農学部研究棟D棟北側駐車場

側溝が降灰による目詰まりのため冠水しているため、不動産管理部局(理学部、農学部)に清掃を含め情報を提供しました。

##### 17. 学内乗り入れ車両制限に関する検討

郡元地区交通専門委員会（以下、「委員会」という。）でも駐車場不足が懸念され、各学部の協力の下、昨年11月に路上駐車車両の一斉調査を行いました。このときは、工事車両を除くと40台ほどが駐車スペース外という結果となり、委員会でも報告されました。今年度、教育学部側に新たな駐車スペース（20～25台：教育学部教職員専用ではない）ができるところから、引き続き動向を注視することで了承されました。

入構許可については、教職員が所属している各部局で行われており、公共交通機関の利用も推奨していますが、鹿児島市近郊の路線バスの大幅減少による不便さに加え、新型コロナウイルスの感染防止もあり、今以上の制限を行うことが難しい状況です。

徒歩や自転車等で通勤可能な距離の方については、入構申請を再考していただくなど引き続きご協力を求めていきたいと思います。

また、入構許可を受けた方々についても構内の交通規則を遵守するよう通知を行っていくとともに、委員会でも諮って参りたいと思います。

#### 18. 出張等事務手続きの迅速かつ効率的な処理、及び手続きマニュアルの作成

出張手続マニュアル（以下「マニュアル」という。）の改訂について、現在、出張旅費システムの改修を控えており、マニュアルの内容も大幅に変更予定となるため、今年度中の改訂を予定しているところです。旅費の支払いに関する必要書類等の掲載の見直しについては、分かりやすい内容に整理したものをメール等で事前に周知することとし、同内容については改訂予定のマニュアルにも掲載することといたします。

なお、改訂後のマニュアルについては有効活用していただけるよう、担当部署から定期的に周知を行ってまいります。

本学における会計上の諸手続きについては、その原資の多くが国民の税金であることに鑑み、公平性、公正性、透明性の確保といった観点から適切な執行が図られるよう関係規則等で定められています。

事務担当者は、提出された書類の内容が旅行命令書に沿ったものであるか、支出を求められている金額が正当な額であるか、支払者が旅行者本人であるか等を確認し、内容が不明瞭な書類については、追加で資料の提出をお願いしています。このため、マニュアルに記載のない書類の提出を求める場合があることから、引き続き教職員の皆様にはご理解とご協力をお願いいたします。

#### 19. 法文学部東側と南東側の地域交流ゾーンの環境整備

駐車場の安全対策及び車両の通り抜け防止のため車止めポールを設置しています。ご理解ください。

フレームワークプランは、キャンパスの30年後の将来像をイメージするために示した資料であり、30年後 направлен具体的な計画は、郡元キャンパス地区計画・デザインガイドラインをHPに公表しています。

2020/6/23

## 学系毎教員人事一覧

		2015	2016	2017	2018	2019
法文学系	教授	6	2	3	0	2
	准教授	5	0	3	4	0
	講師	1	3	0	0	0
	助教	0	0	0	0	0
	助手	0	1	0	0	0
臨床心理学系	教授	2	0	1	1	0
	准教授	2	0	2	1	0
	講師	1	0	0	0	0
	助教	0	0	0	0	0
司法政策学系	教授	0	1	0	0	0
	准教授	0	0	0	0	0
	講師	0	0	0	0	0
	助教	0	0	0	0	0
教育学系	教授	2	0	1	3	1
	准教授	2	3	8	2	1
	講師	4	0	3	2	1
	助教	0	0	0	0	0
理学系	教授	3	1	4	0	0
	准教授	2	0	0	1	5
	講師	0	0	0	0	0
	助教	2	1	0	0	1
医学系	教授	3	6	5	4	2
	准教授	7	5	6	5	2
	講師	7	0	5	3	2
	助教	16	6	12	15	10
歯学系	教授	3	1	0	0	0
	准教授	4	0	0	0	2
	講師	1	0	0	0	0
	助教	5	9	6	4	2
鹿児島大学病院	教授	0	0	0	0	0
	准教授	0	1	1	0	1
	講師	3	7	13	8	5
	助教	20	15	18	28	24
工学系	教授	4	1	0	5	0
	准教授	8	0	1	2	3
	講師	0	0	0	0	0
	助教	4	4	1	1	0
農学系	教授	6	1	1	0	0
	准教授	6	0	0	0	0
	講師	0	0	1	0	0
	助教	2	0	0	2	0
水産学系	教授	0	3	3	3	0
	准教授	2	2	1	4	1
	講師	0	0	0	0	0
	助教	1	3	0	1	1
獣医学系	教授	1	0	0	1	2
	准教授	2	3	2	2	1
	講師	0	0	0	0	0
	助教	2	1	3	1	2
学内共同教育研究学系	教授	3	2			
	准教授	0	3			
	講師	0	5			
	助教	1	1			
共同学系	教授			1	0	0
	准教授			0	0	0
	講師			1	0	0
	助教			0	0	0
総合教育学系	教授			1	0	0
	准教授			2	1	1
	講師			1	0	0
	助教			2	0	2

別添2（補修前）



別添3（補修後）



